

**令和2年度「商店街地域資源活用事業」実施業務に係る
公募型プロポーザルの実施に関する質問への回答について**

No.	質 問	回 答
1 「商店街地域資源活用事業」実施業務に係る公募型プロポーザルの実施について		
1-1	4月に一度中止をされておりますが、このタイミングで再度、提案募集をいただく意図は何かありますか。	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、一時公募を中断しておりましたが、商店街（85商店街）を対象に、衛生対策や収益事業等に活用可能な「商店街緊急支援補助事業」を実施する中で、様々な声や課題をお聞きしていることから、早急に市内全ての商店街の現状・課題等を把握するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナ下における商店街活性化策を検討することが重要であると考え、事業内容を精査したうえで、再度公募を開始したものです。
2 募集要項の中の提出書類について		
2-1	類似業務の実績について、書類の提出は必要でしょうか。	業務内容、契約期間、業務実績、契約金額等が分かる形であれば様式は問いません（企画提案書内での記載も可）。 実績の上限数はありませんが、概ね過去5年間の業務実績としてください（民間からの委託業務も含む）。
2-2	類似業務の実績について、上限数はありますか。	
2-3	類似業務の実績について、民間からの委託は含まれますか。	
2-4	提出方法は、持参でもよいか。	原則、郵送による提出ですが、持参も可とします（令和2年8月19日（水）午後5時必着）。
3 ヒアリング調査について		
3-1	正確な市内の商店街数をご教示ください。	令和2年3月時点で、142の商店街を把握していますが、契約締結日以降、商店街数が多少変動（5程度）する可能性があります。
3-2	ヒアリング調査の終了希望期日はありますか。	ヒアリング調査については、令和3年1月末までに終了させたいと考えております。
3-3	ヒアリング調査前の現地視察では、商店街の事務所や代表者店舗へのアポイントや聞き取りは可能でしょうか。	ヒアリング前の聞き取りは想定していませんが、必要性があれば、本市と協議をした上で、実施いただくこととなります。
3-4	商店街へのヒアリング訪問は、京都市の職員の方も同行されますか。	ヒアリングに当たっての本市職員の体制は3名を想定しており、1商店街当たり1名の職員の同行を予定しています（1班の体制は、受託事業者2名以上+本市職員1名の計3名を想定）。ただし、新型コロナウイルスの感染状況及び商店街からの要望により体制を縮小せざるを得ないケースもあると考えています。
3-5	京都市職員様の日程調整として、週に平均10回以上の訪問は可能でしょうか。 また、京都市職員の方は何名の実施体制でしょうか。	
3-6	ヒアリング調査は「1日最大2班（1班2名以上）で調査を実施できる」とのことですが、担当者として	
		調査日程は、1週間当たり9程度のヒアリング調査をイメージしていますが、アポイントメントの状況によっては、10回～12回の調査となっても対応可能です。

No.	質 問	回 答
	2名以上ということですか？それとも、調査訪問人数が2名以上ということですか？（原則は2名で調査訪問するが、状況（コロナによる先方希望など）に応じて担当者のうち、1名が伺って2名以上で情報共有を行うなども可能ですか？）	
3-7	エリアのブランド化の方向性に関して、過去の資料や行政の指針などで参考になりそうなものはありますか？ありましたら、教えてください。	本市では、「京都がめざす商業の姿」の実現に向け、京都市商業振興施策について専門的な見地から意見を聴取する「京都市商業振興アドバイザー会議」を設置しており、ホームページ https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/sankan/0000267302.html
3-8	商店街活性については従来から多様な取り組みをされてきたと思います。それらの取り組みにおける問題点や課題、またよかった点について教えてください。 また、よかった取り組み、問題や課題になっている原因として主だったものがありましたら教えてください。	で直近の摘録を公開していますので、参考にしてください。 また、平成29年度から令和元年度まで、活性化を希望する8つの商店街に専門のコーディネーターを派遣し、外部団体との連携により商店街の賑わい創出を目指した「京都市商店街縁結び事業」を実施してきており、活性化事業と合わせて、関係者の声も掲載した報告書を作成しておりますので、参考にしてください。 ※「京都市商店街縁結び事業」の報告書を希望の方は、京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室 津島、中村（電話番号：075-222-3340）まで、お電話ください。
3-9	ヒアリング調査の調査様式で、過去に実施したものなどで参照可能なものはありますか？ありましたら、教えてください。	本市としては、過去5年、商店街ヒアリング調査は実施しておりません（調査様式は自由にお考えください）。 また、ご提案いただく調査内容は、課題に対する提案事項になりますので、実態に即した内容をご提案ください。
3-10	商店街を核としたエリアのブランド化に向けた取組の提案として、実現可能性以外に必要なと思われる要素がありましたら、（できれば理由をあわせて）教えてください。	商店街活性化の取組は、商店街単独で実施することから、一過性となることが多く、本事業でもそういった課題を抱えています。持続可能な取組とするため、商店街を取り巻く団体や企業、人材の協力が得られる組織体制を構築していくことが大切と考えています。
3-11	各商店街の概要資料のマップについて、既存データ等、ご提供いただくことは可能でしょうか。それとも委託機関が新たに作成するものとなりますでしょうか。	契約締結後に、本市が所有する商店街の資料等（データも含む）を提供します。 ただし、既存のマップについては、作成後更新されていないことに加え、著作権の問題もありますので、新たに作成いただく必要があります。

No.	質 問	回 答
	新たに作成する場合，どのようなものをイメージされているか教えてください。	イメージについては，今回の公募において，課題に対する提案事項になりますので，仕様書に記載の内容を踏まえて，分かりやすい内容となるようご提案ください。
3-12	文献調査のボリューム感等を教えてください。	また，文献調査は，商店街を核とするエリアのブランド化が期待される地域資源や協力いただける団体，事業者等を調査いただき，具体的な取組を想定した際に必要となる人的・物的資源等の発掘に努めてください。
3-13	現地視察について，どの程度のもを想定されていますでしょうか。	さらに，現地視察は，文献調査で調査したことを再認識いただくとともに，隠れた地域の魅力を確認する場となると考えています。
3-14	提案においては，北野商店街振興組合を例にデザインマップを作るということでしょうか。（約150の商店街すべてにおいてデザイン化したマップを作るということでしょうか）	お見込みの通り，プロポーザルにおいては，北野商店街振興組合の概要資料（商店街マップを含む）を作成するとともにデザインしてください。 契約締結後は，ご提案いただいたデザインをベースに，市内全商店街のそれぞれの概要資料（商店街マップの掲載含む）を作成いただきます。
3-15	「市内の約150商店街に1回以上訪問すること」ということは，すべての商店街に対し1回は必ず訪問することということでしょうか。	原則，1回以上の訪問を予定していますが，新型コロナウイルスの感染拡大への影響や，時間が取れない，代表者が不在等，期間内にヒアリング調査の了解が得られない商店街については，本市と協議をしていただき，電話調査等に置き換えることも想定しています。
3-16	コロナ禍による訪問が難しい場合もあると思います。電話調査なども考えられるのでしょうか。	
3-17	統括調査員は，具体的にどれくらい商店街振興，街づくりに精通している必要がありますか。	調査事業後（本年度），ブランド化に向けた取組推進（来年度以降を想定）に当たっては，商店街と協議・調整するなど，コーディネーターとしての資質・能力が求められることから，商店街振興や街づくりに関する一定の経験が必要と考えています。
3-18	商店街組合が組合として機能していない場合でも，調査票は必要になってきますか。	商店街から調査を拒否されない限り，調査票の作成は必要と考えています。また，拒否された商店街の調査に関しては，本市と協議いただき，対応を検討します。